

トライアル就農受入農業法人登録要領

1 目的

農業未経験者でも農業にチャレンジできるよう、雇用のお試し期間を設け、就農へのハードルを下げることを目的としたトライアル就農を受け入れる農業法人の登録に関し、必要な事項を定める。

2 受入農業法人の登録要件

- (1) 高知県内に事務所を有する農業法人であること。
- (2) 高知県内において、正規雇用の求人を行っている農業法人であって、農業会議に正規雇用の求人を登録していること。
- (3) トライアル就農期間中は、有期雇用契約を締結すること。雇用契約に関しては、関係法令を遵守すること。
- (4) 地域計画の目標地図に位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- (5) 就業時間は就業規則等に準じることとし、1日8時間以内とすること。
- (6) 1ヶ月以上最大3ヶ月以内の期間においてトライアル就農の実施が可能であること。
- (7) トライアル就農カリキュラムを作成し、その内容に沿って受入れできること。
- (8) トライアル就農の受入れに必要な物品等は農業法人等で準備すること。
- (9) 就業規則又はこれに準ずるもの（以下「就業規則等」という。）を定めていること。
- (10) 就業規則等に基づいて、諸手当を支給すること。
- (11) 原則として、過去に雇用に関して法令に違反したこと（雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等）、雇用就農資金又は農の雇用に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブル等がないこと。ただし、当該トラブル等が是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。
- (12) 登録にあたっては、原則として、農業会議等が実施する労務管理等の研修を受講していること。

3 受入農業法人の登録手続き

- (1) 登録を希望する農業法人は、法人登録票（様式1）、トライアル就農年間カリキュラム（様式2）、同意書（様式3）、就業規則又はこれに準ずるもの及び農業法人のパンフレット等概要が分かる資料（任意）を農業会議へ提出する。
- (2) 農業会議は、2の登録要件に基づく審査を行い、登録要件に満たしていると認められる場合は、受入農業法人として登録し、その結果を通知するとともに、県に報告する。

4 その他

上記のほか、必要な事項については、別途、県が定めるものとする。